



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年5月25日金曜日 第1864号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定の取消し.....	604
医療機関の指定.....	604
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	604
施術機関の指定.....	605
指定医療機関の廃止の届出.....	605
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	605
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	605
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	606
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	606
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	608
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件).....	609
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	609
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	610
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	610
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(4件).....	610
土地改良区役員の就退任の届出.....	612
町営土地改良事業の施行の同意(3件).....	613
家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求について.....	613
保安林予定森林.....	615
道路の区域変更(県道寺尾重信線).....	615
道路の供用開始(").....	615
道路の供用開始(県道松山川内線).....	615
道路の区域変更(県道榑生大洲線).....	616
道路の供用開始(").....	616
道路の区域変更(一般国道197号).....	616
道路の供用開始(").....	617
道路の位置の指定.....	617

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 617

正 誤

平成19年5月22日付け第1863号中..... 617

告 示

○愛媛県告示第985号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規

○愛媛県告示第987号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社アイ・ティーフードサービス	広島県広島市中区中町7番16号	訪問看護ステーション花みかん	伊予郡松前町昌農内613-4	平成19年4月27日

定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
旭油脂株式会社 代表取締役 田中 亮二	松山市大手町二丁目5番地6	平成19年3月31日

○愛媛県告示第986号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
Dr. 盛次診療所	盛次 義 隆	伊予郡松前町筒井1540	平成19年5月1日
いしまる皮ふ科	医療法人 いしまる皮ふ科	新居浜市中村松木一丁目7番8号	平成19年5月1日
やませみ薬局	株式会社 仁	新居浜市喜光地町一丁目14-10	平成19年4月5日
オレンジ薬局	有限会社 たけだ調剤薬局	新居浜市中村松木一丁目7番7号	平成19年5月1日
かとう調剤薬局	加藤 収 子	新居浜市高田二丁目4番18号	平成19年5月1日
あかり調剤薬局	有限会社 れんげ堂	西条市円海寺1番地2	平成19年5月1日
近藤 医院	近藤 文 雄	西予市宇和町卯之町一丁目376-2	平成19年5月1日
愛媛県立子ども療育センター	愛 媛 県	東温市田窪2135番地	平成19年4月1日

○愛媛県告示第988号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
ヘルプサービス 繭	曾 我 信 也	伊予郡松前町北黒田613 - 15	平成19年 4月20日
ヘルプサービス 繭	山 崎 義 照	伊予郡松前町北黒田613 - 15	平成19年 4月20日
療養マッサージ 桃李	宮 内 さゆり	八幡浜市保内町宮内1 - 103	平成19年 4月1日
療養マッサージ 桃李	毛 利 勝 徳	八幡浜市保内町宮内1 - 103	平成19年 4月1日

療養マッサージ 桃李	清 水 昌 二	八幡浜市保内町宮内1 - 103	平成19年 4月1日
---------------	---------	---------------------	---------------

○愛媛県告示第989号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
千 葉 葉 局	千 葉 隆 子	新居浜市東田二丁目甲18 41 - 1	平成19年 4月1日
ハート調剤薬局	有限会社 メディスス西条	西条市大町773 - 1	平成19年 4月1日

○愛媛県告示第990号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木6 - 10 - 1	コムスンのやわらぎ西条朔日 市	西条市朔日市78番地7	平成19年4月12日
特定非営利活動法人アクティ ブボランティアセンター阿蔵 の森	大洲市阿蔵甲1961番地1	デイサービス阿蔵の森	大洲市阿蔵甲1961番地4	平成19年4月23日
特定非営利活動法人アクティ ブボランティアセンター阿蔵 の森	大洲市阿蔵甲1961番地1	グループホーム阿蔵の森	大洲市阿蔵甲1961番地4	平成19年4月18日
株式会社スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地1	スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地1	平成19年3月29日
原井川建設株式会社	西予市野村町溪筋1号1309番 地1	グループホームあいの里	西予市野村町阿下6号588番 地	平成19年4月17日
社会福祉法人幸楽	東温市見奈良1153番地	社会福祉法人幸楽訪問介護事 業所	東温市見奈良1153番地	平成19年4月18日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービス センター集い	宇和島市吉田町本町69番地	平成19年5月1日
株式会社サンプロジェクト	宇和島市中沢町一丁目1番47 号	さくら・介護ステーション明 倫	宇和島市中沢町一丁目1番51 号	平成19年5月2日
社会福祉法人回生会	西条市飯岡3383番地	神拝の家	西条市喜多川452 - 1	平成19年4月24日

○愛媛県告示第991号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社アコンプリシ-	松山市久万ノ台176番地3	居宅介護支援事業所笑歩会	宇和島市保田甲983番地5	平成19年4月10日
株式会社スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地1	居宅介護支援事業所スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地1	平成19年3月29日
社会福祉法人幸楽	東温市見奈良1153番地	社会福祉法人幸楽居宅介護支援事業所	東温市見奈良1153番地	平成19年4月18日
有限会社たんぼ介護サービス	東温市見奈良399	たんぼ介護支援センター	東温市見奈良399	平成19年4月26日

○愛媛県告示第992号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。
平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407番地	株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407	平成19年4月1日
株式会社サンメディカル	宇和島市御幸町一丁目2番13号	株式会社サンメディカル	宇和島市御幸町一丁目2番13号	平成19年4月1日

○愛媛県告示第993号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。
平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町社会福祉協議会訪問介護事業所小田支所	喜多郡内子町小田82番地	平成19年4月6日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	喜多郡内子町小田82番地	平成19年4月6日
森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	訪問介護センターやすらぎ	喜多郡内子町内子716番地	平成19年4月1日
森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	デイサービスセンターやすらぎ	喜多郡内子町内子716番地	平成19年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	デイサービス施設ひろみ奈良の里	北宇和郡鬼北町大字奈良2067番地	平成19年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	老人短期入所施設ひろみ奈良の里	北宇和郡鬼北町大字奈良2067番地	平成19年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	デイサービス施設古城園	北宇和郡松野町豊岡4598番地第1	平成19年4月1日
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	老人短期入所施設古城園	北宇和郡松野町豊岡4598番地第1	平成19年4月1日

医療法人友和会	北宇和郡鬼北町大字近永1517番地3	介護老人保健施設たんぼぼ	北宇和郡鬼北町大字近永574番地	平成19年3月27日
有限会社ケアステーションますほ	宇和島市津島町高田甲2920番地1	ケアステーションますほ指定訪問介護事業所	宇和島市津島町高田甲2920番地1	平成19年4月1日
有限会社ケアステーションますほ	宇和島市津島町高田甲2920番地1	指定通所介護事業所ますほの里	宇和島市津島町高田甲2920番地1	平成19年4月1日
株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407番地	株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407	平成19年4月1日
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2-1	ラポールヘルパーステーション	宇和島市新町1-4-10	平成19年4月1日
介護センターアットホーム合資会社	宇和島市川内甲1099-6	介護センターアットホーム	宇和島市川内甲1099-6	平成19年4月1日
社団法人全国社会保険協会連合会	東京都港区高輪三丁目22番12号	宇和島社会保険介護老人保健施設パール荘	宇和島市賀古町一丁目2番20号	平成19年4月1日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	ケアサポートセンター喜光地	新居浜市喜光地町一丁目4番19号	平成19年4月10日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	ヘルパーステーション若水館	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成19年4月10日
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番13号	デイサービスセンター若水館	新居浜市若水町一丁目9番13号	平成19年4月10日
株式会社セイフティー東予	新居浜市松の木町1番14号	デイサービス竹トンボ	新居浜市落神町3番11号	平成19年4月10日
株式会社すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	指定訪問介護事業所すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成19年4月18日
株式会社すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	福祉用具貸与事業所すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成19年4月18日
社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町2番60号	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	新居浜市高木町2番60号	平成19年4月17日
社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	新居浜市高木町2番60号	社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	新居浜市高木町2番60号	平成19年4月17日
日装工学株式会社	新居浜市南小松原町11番4号	日装工学株式会社	新居浜市南小松原町11番4号	平成19年5月1日
医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番地	老人保健施設ちかい	四国中央市土居町土居2227番地32	平成19年3月28日
有限会社まごの手	四国中央市川之江町4105番地21	まごの手	四国中央市川之江町4105番地21	平成19年4月10日
株式会社スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地1	スマイルライフ	四国中央市下柏町661番地1	平成19年3月29日
有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜2番耕地3番地1	有限会社田窪若草ヘルパー	西予市明浜町狩浜2番耕地3番地1	平成19年4月10日
原井川建設有限会社	西予市野村町溪筋1号1309番地1	グループホームあいの里	西予市野村町阿下6号588番地	平成19年4月17日
社会福祉法人幸楽	東温市見奈良1153番地	社会福祉法人幸楽訪問介護事業所	東温市見奈良1153番地	平成19年4月18日

医療法人里久会	喜多郡内子町平岡甲135番地1	介護老人保健施設アンジュ	喜多郡内子町平岡甲133番地	平成19年4月11日
医療法人里久会	喜多郡内子町平岡甲135番地1	土居内科外科医院	喜多郡内子町平岡甲135-1	平成19年4月11日
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地1	指定通所介護事業所済生会小田 デイサービスセンター緑風荘	喜多郡内子町小田149-1	平成19年4月12日
株式会社サンメディカル	宇和島市御幸町一丁目2番13号	株式会社サンメディカル	宇和島市御幸町一丁目2番13号	平成19年4月1日
有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地1	有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地1	平成19年4月1日
有限会社ケアサポートゆずりは	宇和島市祝森甲3081番地1	ゆずりはデイサービス	宇和島市祝森甲3081番地47	平成19年4月1日
有限会社なごみ	宇和島市保田甲360番地3	なごみ	宇和島市保田甲360番地3	平成19年4月27日
株式会社サンプロジェクト	宇和島市中沢町一丁目1番47号	さくら・介護ステーション明倫	宇和島市中沢町一丁目1番51号	平成19年5月2日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスン宇和島ケアセンター	宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成19年4月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターたきはま	新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月19日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターたきはま	新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月19日
株式会社ディグ・ウェル	新居浜市宇高町一丁目3番70号	デイサービスセンターピッパ ラ	新居浜市高田一丁目1-3	平成19年4月20日
有限会社介護サービス友	新居浜市本郷三丁目5番31号	有限会社介護サービス友訪問 介護事業所	新居浜市本郷三丁目5番31号	平成19年4月25日
社会福祉法人回生会	西条市飯岡3383番地	神拝の家	西条市喜多川452-1	平成19年4月24日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	デイサービス川辺の家	西条市船屋甲584番地2	平成19年4月1日
社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	指定通所介護事業所なかやま 幸梅園	伊予市中山町中山寅381番地	平成19年4月27日
社会福祉法人中山梅寿会	伊予市中山町中山寅381番地	指定短期入所生活介護事業所 なかやま幸梅園	伊予市中山町中山寅381番地	平成19年4月27日

○愛媛県告示第994号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407番地	株式会社丸三	宇和島市坂下津甲407	平成19年4月1日

株式会社すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	福祉用具貸与事業所すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成19年4月18日
有限会社まごの手	四国中央市川之江町4105番地21	まごの手	四国中央市川之江町4105番地21	平成19年4月10日
株式会社サンメディカル	宇和島市御幸町一丁目2番13号	株式会社サンメディカル	宇和島市御幸町一丁目2番13号	平成19年4月1日
株式会社すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	福祉用具貸与事業所すみれ	新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成19年4月23日

○愛媛県告示第995号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社介護サービスゆう	北宇和郡鬼北町永野市469番地	（変更後） 宅老所ゆう	北宇和郡鬼北町奈良3768番3	平成16年10月19日
		（変更前） 介護サービスゆう指定通所介護事業所		
有限会社介護サービスゆう	北宇和郡鬼北町永野市469番地	（変更後） グループホームゆう	北宇和郡鬼北町奈良3768番3	平成16年10月19日
		（変更前） 介護サービスゆう指定痴呆対応型共同生活介護事業所		

○愛媛県告示第996号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポールヘルパーステーション	（変更後） 宇和島市新町1-4-10	平成17年12月21日
			（変更前） 宇和島市恵美須町一丁目1番3号	

○愛媛県告示第997号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアステーションますほ	宇和島市津島町高田甲2920番地1	ケアステーションますほ指定居宅介護支援事業所	（変更後） 宇和島市津島町高田甲2920番地1	平成18年12月1日
			（変更前） 宇和島市津島町高田丁976番地1	

○愛媛県告示第 998 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	廃 止 に 係 る 居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社介護サービスゆう	北宇和郡鬼北町永野市470番地	有限会社介護サービスゆう指定福祉用具貸与事業所	北宇和郡鬼北町永野市470番地	平成19年 3月29日

○愛媛県告示第 999 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関（ 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	廃 止 に 係 る 居 宅 介 護 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	久万高原町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所おもこ	上浮穴郡久万高原町洪草2310	平成19年 3月31日

○愛媛県告示第1000号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ東田	新居浜市東田二丁目 1337 - 2 外	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任 紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋 吉昭	平成17年 9月 1日	平成19年 5月14日
			株式会社フジ代表取締役 高橋 吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎 英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか 4 者	株式会社フジほか 2 者	平成16年 2月22日 ほか	
パルティ・フジ本郷	新居浜市本郷一丁目 889 - 1 外	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任 紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋 吉昭	平成17年 9月 1日	平成16年 3月 1日
			株式会社フジ代表取締役 高橋 吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎 英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業 東広島市西条町大字 吉行字向 1 番地の60	株式会社大創産業 東広島市西条町吉行東 一丁目 4 番14号		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1001号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ東予A	西条市周布715番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任 紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 5月14日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、有限会社花泉、有限会社千寿庵、有限会社いめいじ、有限会社プロフィット、株式会社アイ・アイ・エー、株式会社ライトオン	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、有限会社花泉、有限会社千寿庵、ビジュアルイメージング株式会社、有限会社プロフィット、株式会社アイ・アイ・エー、株式会社ライトオン	平成18年 6月19日	
パルティ・フジ東予B	西条市周布713番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任 紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭	平成17年 9月1日	
			株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	平成18年 7月24日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1002号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ宇和島	宇和島市恵美須町2-3-28	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において	株式会社フジ 代表取締役 時任 紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭	平成17年 9月1日	平成19年 5月14日

	小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	平成18年 7月24日
	大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか4者	株式会社フジほか3者	平成15年 5月31日 ほか

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1003号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ南宇和	南宇和郡愛南町城辺乙554	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任 紀邦 株式会社宮田 代表取締役 宮田 雅之	株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭 株式会社宮田 代表取締役 宮田 雅之	平成17年 9月1日	平成19年 5月14日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋 吉昭 株式会社宮田 代表取締役 宮田 雅之	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 株式会社宮田 代表取締役 宮田 雅之	平成18年 7月24日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者等	株式会社フジほか4者	株式会社フジほか4者	平成17年 9月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1004号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 井 和 広	西条市禎瑞330番地

○愛媛県告示第1005号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・岩川地区）の施行に平成19年5月15日同意した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高山地区）の施行に平成19年5月15日同意した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・高山地区）の施行に平成19年5月15日同意した。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1008号

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求について（平成17年11月愛媛県告示第2073号）の一部を次のように改正し、平成19年6月4日から施行する。ただし、改正後の告示は、同日以降の期間に係る家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条に基づく報告の徴求について適用し、同日までの期間に係る報告については、なお従前の例による。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

3及び4を次のように改める。

3 報告すべき事項

農場における毎月の第1月曜日から末日（同日が日曜日でないときは、翌月の第1日曜日）までの次に掲げる事項

- (1) 飼養羽数
- (2) 死亡羽数
- (3) 鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

4 報告書の提出期限

翌月の10日（同日が愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、当該県の休日の直前の県の休日でない日）まで（必着）

別記様式を次のように改める。

別記様式（5関係） 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

年 月 日

家畜保健衛生所長 様

報告者住所

氏名

連絡先 電話

FAX

電子メール

農場所在地

農場（ 年 月分報告）

項 目		内 容	備 考
第 週 (月 日 ~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)
第 週 (月 日 ~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)
第 週 (月 日 ~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)
第 週 (月 日 ~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)
第 週 (月 日 ~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)

注1 週の区分は、月曜日から日曜日までとすること。

2 飼養羽数の備考の欄には、月ごと又は週ごとの産卵率の推移等を含む健康状態についての特記事項を記載すること。

3 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

4 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。

○愛媛県告示第1009号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市饒乙51の2、乙51の3、乙53から乙56まで
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
饒乙51の2・乙51の3・乙53・乙56（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市熊田乙144、乙146から乙148まで、乙149の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
熊田乙144・乙146・乙149の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
宇和島市遊子976の1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	寺尾重信線	東温市山之内字戸屋谷乙864番1地先から 同字乙865番1地先まで	旧	メートル 5.6~28.4	キロメートル 0.069	
			新	14.0~38.4	0.069	

○愛媛県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年5月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	寺尾重信線	東温市山之内字戸屋谷乙864番1地先から 同字乙865番1地先まで	平成19年5月25日

○愛媛県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市水泥町888番7から 同町896番15まで	平成19年 5月25日
"	"	松山市北梅本町甲732番3から 同町甲666番7まで	"
"	"	松山市北梅本町甲666番6から 同町甲665番3まで	"
"	"	松山市北梅本町甲639番4から 同町甲636番2まで	"
"	"	松山市北梅本町甲627番8から 同町甲626番3まで	"
"	"	松山市北梅本町甲620番3	"

○愛媛県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	榑生大洲線	大洲市上須戒丁489番6地先から 同市上須戒丁528番9まで	旧	メートル 54~37.0	キロメートル 0.240	
			新	84~62.5	0.240	

○愛媛県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	榑生大洲線	大洲市上須戒丁489番6地先から 同市上須戒丁528番9まで	平成19年 5月25日

○愛媛県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	八幡浜市大平1番耕地480番10から 同市大平1番耕地489番5まで	旧	メートル 10.5~14.5	キロメートル 0.016	
			新	15.5~27.3	0.016	

○愛媛県告示第1016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	八幡浜市大平1番耕地480番10から 同市大平1番耕地489番5まで	平成19年 5月25日

○愛媛県告示第1017号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年 5月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

伊予市下吾川字北西原1823番4及び1831番2

2 申請人の住所氏名

松山市清住二丁目1092番地5

株式会社清友 代表取締役 山本 守厚

3 図面省略

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年 5月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームアテナ	松山市保免中三丁目3番23号

正 誤

○正 誤

平成19年 5月22日付け第1863号中

ページ	箇 所	誤	正
592	告示番号	932	957

592	"	933	958
593	"	934	959
593	"	935	960
593	"	936	961
593	"	937	962
593	"	938	963
593	"	939	964
593	"	940	965
594	"	941	966
594	"	942	967
594	"	943	968
595	"	944	969
597	"	945	970
598	"	946	971
598	"	947	972
598	"	948	973
598	"	949	974
599	"	950	975
599	"	951	976

599	"	952	977
600	"	953	978
600	"	954	979
600	"	955	980
600	"	956	981
601	"	957	982
601	"	958	983
601	"	959	984